

安全運転管理者の届出はしていますか？

安全運転管理者制度は、道路交通法に定められており、
一定台数以上の自動車を使用する事業所において
安全運転管理者を選任することが義務付けられています。

安全運転管理者の選任基準 (各事業所ごと)

乗車定員が
11人以上の自動車



× 1台以上
→ 1人選任

上記以外の
自動車



× 5台以上
→ 1人選任

大型・普通
自動二輪車
原付は含まない



1台を0.5台と計算

副安全運転管理者の選任基準

安全運転管理者とは別に、車両20台ごとに1人ずつ選任
20～39台...1人、40～59台...2人、60～79台...3人



上記が選任基準となっています。
改めて事業所の車両台数を確認して下さい。
函館西署管内の事業所で不明点等があれば
当署交通課にお問い合わせ下さい。

